

東京都社会の養育推進計画



令和7年3月





「社会的養育の充実に向けて」

都内には、虐待を受けた児童や、実親による養育が困難で、公的責任において、社会的に養護（社会的養護）を必要とする児童が約 4,000 人おり、里親のもとや、児童養護施設、乳児院などの施設で暮らしています。

都はこれまで、こうした社会的養護を必要とする児童を含めた全ての子供たちの健やかな育ちを目指し、令和2年に策定した「東京都社会的養育推進計画（令和2年度～11年度）」に基づき、里親等による家庭的養護や、施設における家庭的な環境での養育、在宅で生活する子供と家庭に対する支援など、社会的養育（社会による家庭への養育支援）の充実に向けて取り組んできました。

この間、都内の社会的養育を取り巻く情勢は変化しており、特別区が新たに児童相談所を開設する一方、トーマス問題等、単一の自治体では解決できない広域的、専門的な課題が顕在化し、都と区市町村が連携した取組が一層重要となっています。

また、令和4年に児童福祉法等が改正され、こども家庭センターの設置や妊産婦への支援、一時保護所における児童の支援の質の向上、社会的養護経験者等の自立支援の強化など、子育て世帯や児童等に対する支援策の更なる強化が求められています。

こうした課題や情勢の変化に対応し、子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、健やかに育ち自立できるよう、社会的養育に関する施策の一層の充実に取り組むため、従来の計画を見直し、新たな「東京都社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）」を策定しました。

本計画に基づき、子供の最善の利益を第一に考え、子供と家庭を支える取組を着実に推進していきます。

都民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

令和7年3月

東京都福祉局長 山口 真

目次

第1章 基本的考え方と全体像

1 計画策定の趣旨	P2
2 計画の位置付け	P4
3 計画期間	P5
4 計画の構成	P5
5 計画の「理念」・「目標」・「視点」	P6

第2章 東京都の状況

1 人口等	P16
2 里親等の状況	P17
3 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設の状況	P19
4 自立支援の状況	P24
5 児童相談所等の運営状況	P25
6 子育て短期支援事業（ショートステイ）の状況	P30
7 代替養育を必要とする児童数の推計	P31
8 里親等委託児童数及び委託率の推計	P36
9 施設で養育が必要な児童数の推計	P38
10 子供へのアンケート・ヒアリング調査	P39
11 子供へのアンケート・ヒアリング調査（一時保護所）	P46

第3章 東京都における具体的な取組

1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実	P56
(1) 子供の意見表明等支援	
(2) 被措置児童等虐待への対応	
2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築	P65
(1) 困難を抱える妊産婦を含む子供や家庭に対する 支援体制の構築及び予防的支援の充実	
(2) 児童相談所のケースマネジメント体制の充実強化	
(3) 移行期の連携体制の構築	
3 家庭と同様の環境における養育の推進	P76
(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大	
(2) 里親に対する支援	
(3) 特別養子縁組に対する取組の推進	

4	施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備……………P86
(1)	施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な 養育環境（グループホーム等）での養育を推進
(2)	施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等
(3)	障害児入所施設における支援
5	心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実 ……P93
(1)	施設における専門的なケア
(2)	児童相談所における専門的なケア
6	社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援…………… P100
7	児童相談体制の強化…………… P105
(1)	都児童相談所の体制強化
(2)	都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に 向けた取組
8	一時保護児童への支援体制の強化…………… P112
(1)	一時保護需要に応える環境整備の推進
(2)	個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制
(3)	児童の権利を守るための取組の充実
9	子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着 …… P120

第4章 計画の進捗評価と見直し…………… P128

資料編…………… P130

- (1) 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿
- (2) 東京都児童福祉審議会の審議経過
- (3) 指標一覧

関連条例 等